

申請区域が市町村をまたぐ場合の取扱い

申請区域が複数の市町村をまたぐ場合、申請者は、以下のように対応してください。

【許可申請書作成部数】

またがる市町村数 + 2 (うち正本は1部、他は副本とする。)

(例) 申請区域が3市町村にまたがる場合は、5部(正本1部 + 副本4部)

【許可申請書提出先】

申請区域に占める面積割合が最も大きい市町村(※)に3部(正本と副本2部)を提出し、他のまたがる市町村にそれぞれ副本1部を提出する。(※ 花巻市、北上市、一関市、住田町は除く)

※ 盛岡市とまたがる場合は除く。



盛岡市と他の市町村にまたがる場合には、盛岡市と県の両方の許可が必要です。盛岡市と県の両方に許可申請(正本)を提出してください。